

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第143号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第200号）

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）において、L3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）における地形改変の根拠として、昭和23年及び昭和43年の地形図の等高線の違いをあげていることに関して、同地形図内の犀川沿いの等高線の違いがある箇所全てにおいて地形改変が行われたという根拠を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

- (1) 決定内容 公開決定
- (2) 公開決定に係る公文書 本件報告書の9-14ページ及び9-15ページ（以下「本件公文書」という。）

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H22. 11. 22 公開請求 (4) H24. 5. 1 諮問
- (2) H22. 12. 6 公開決定 (5) H26. 6. 24 答申
- (3) H23. 1. 28 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公文書を特定し全部公開とした決定については、妥当ではなく、改めて公開決定等を行うべきである。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第1項 (全部公開)</p>	<p>本件公文書において、9-14ページには、「昭和23年地形図」として、昭和23年発行の地形図及び昭和22年撮影の空中写真が掲載され、9-15ページには、「昭和43年地形図」として、昭和43年発行の地形図及び昭和41年撮影の空中写真が掲載されていた。</p> <p>実施機関は、理由説明書において、本件公文書の地形図における等高線の違いを地形改変の根拠資料の一つとしたもので、これだけでなく、航空写真と併せ、尾根等の形状や土地利用状況を勘案して判断したと主張している。</p> <p>異議申立人は、当該地形図において、L3ブロック以外で犀川沿いの等高線の違いがある全ての地区において地形改変が行われたことを証する文書の公開を求めたものであるが、地形図と空中写真とでは、記載されている範囲が違っているため、当該地形図において、等高線の違いがある地区の全てにおいて地形改変が行われたことの根拠とはいえないと考えられる。</p>

6 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)

答申第143号

答 申 書

平成26年6月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人からの公文書公開請求に対して、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」の9-14ページ及び9-15ページ（以下「本件公文書」という。）を特定し全部公開とした決定については、妥当ではなく、改めて公開決定等を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

実施機関が、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）において、L3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）における地形改変の根拠として、昭和23年及び昭和43年の地形図の等高線の違いをあげていることに関して、同地形図内の犀川沿いの等高線の違いがある箇所全てにおいて地形改変が行われたという根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年12月6日に本件公開請求について本件公文書を特定して公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年5月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書は、公開請求に沿った文書ではないので、本件処分を取り消し、公開請求に対応した文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件報告書において、L3ブロックについて、昭和23年の地形図と昭和43年の地形図の等高線の違いをもって、その間に地形改変があった証拠としているが、そうであるなら、同地形図内で犀川沿いの等高線の違いがみられる地区の全てにおいて地形改変が行われたことになるので、そのような地区全てにおいて地形改変が行われたとする根拠を記載した文書を請求したものである。

しかし、本件公文書は、その根拠となるものではなかった。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

地形図の等高線の違いのみを根拠として地形改変が行われたとしているのではなく、本件公文書を資料と

して用い、空中写真とともに、尾根や沢の形状及び位置並びに土地利用状況を基に判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件公文書の地形図内の犀川沿いの等高線の違いがみられる全ての地区において、地形改変が行われたとする根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の特定等について

当審査会において本件公文書を見分したところ、9-14 ページには、「昭和23年地形図」として、昭和23年発行の地形図及び昭和22年撮影の空中写真が掲載され、9-15 ページには、「昭和43年地形図」として、昭和43年発行の地形図及び昭和41年撮影の空中写真が掲載されていた。

実施機関は、理由説明書において、本件公文書の地形図における等高線の違いを地形改変の根拠資料の一つとしたもので、これだけでなく、航空写真と併せ、尾根等の形状や土地利用状況を勘案して判断したと主張している。

異議申立人は、当該地形図において、L3ブロック以外で犀川沿いの等高線の違いがある全ての地区において地形改変が行われたことを証する文書の公開を求めたものであるが、地形図と空中写真とは、記載されている範囲が違っているので、当該地形図において、等高線の違いがある地区の全てにおいて地形改変が行われたことの根拠とはいえないと考えられる。

このようなことから、本件公文書を特定し公開した決定は妥当ではないので、改めて公開決定等を行うべきである。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえず、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年5月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第200号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年12月12日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年3月24日 (第249回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第144号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第201号）

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」の9-5ページにおけるL3地すべりブロックのL3-1ブロックの頭部に見られる陥没地とそれを取り巻く滑落崖が形成された時期を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

- (1) 決定内容 不存在決定
- (2) 決定理由 総合的に判断したものであり、個別的理由を記載した公文書は存在しないため。

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H22. 11. 22 公開請求
- (2) H22. 12. 6 公開決定
- (3) H23. 1. 28 異議申立て
- (4) H24. 5. 1 諮問
- (5) H26. 6. 24 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公開請求に係る公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	実施機関は、本件業務委託においては、地すべり活動の推定は行っているが、地すべり活動による滑落崖が形成された時期の特定まではその成果として求めているので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと述べている。 異議申立人は、このような解析を行った根拠となる文書は存在するはずと主張しているが、実施機関が地すべりに伴う陥没地形等の形成時期について、業務委託の成果として求めているとしており、他に本件公開請求に対応する公文書の存在をうかがわせる事情も認められないので、実施機関において、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有していないと判断せざるを得ない。

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第144号

答 申 書

平成26年6月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

なお、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）におけるL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）は、L3-1及びL3-2の2ブロックに分割して解析されているところ、異議申立人は、山側をL3-2ブロック、川側をL3-1ブロックと記しているが、実施機関が保管している本件報告書では、山側をL3-1ブロック、川側をL3-2ブロックと記載されているので、以下この表記にしたがって記述する。

（公開請求に係る公文書の内容）

本件報告書の9-5ページにおけるL3-1ブロックの頭部に見られる陥没地とそれを取り巻く滑落崖が形成された時期を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成22年12月6日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

総合的に判断したものであり、個別的理由を記載した公文書は存在しないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年5月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件報告書において、L3-1ブロックが先に滑動し、次に犀川の河床低下後、L3-2ブロックが滑動したとしている。しかし、より古い時期の滑動により形成されたとされているL3-1ブロックには、その頭部に陥没地形とそれを取り巻く滑落崖が明瞭に残っているが、新しい時期に形成されたL3-2ブロックには全く残っていないのは不自然であるので、公開請求したものである。

実施機関の不存在理由では、「総合的に判断したものであり、個別理由を記載した公文書は存在しない」とされているが、その判断の理由、根拠がなければならない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会における説明で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書における地すべり機構解析において、地すべり活動の推定は行っているが、地すべり活動による滑落崖の形成された時期の特定までは、業務委託の成果として求めていないため、請求に係る公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

L3-1ブロックの頭部に見られる陥没地形とそれを取り巻く滑落崖が形成された時期を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関は、本件業務委託においては、地すべり活動の推定は行っているが、地すべり活動による滑落崖が形成された時期の特定まではその成果として求めていないので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと述べている。

異議申立人は、このような解析を行った根拠となる文書は存在するはずと主張しているが実施機関が地すべりに伴う陥没地形等の形成時期について、業務委託の成果として求めていないとしており、他に本件公開請求に対応する公文書の存在をうかがわせる事情も認められないので、実施機関において、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有していないと判断せざるを得ない。

また、異議申立人の解析に関する主張については、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえず、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月23日	○諮問を受けた。(諮問案件第201)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年11月8日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年5月1日 (第250回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年5月30日 (第251回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第145号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第202号）

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）において、L3地すべりブロックのL3-2ブロックに滑落崖がない理由として、昭和23年及び昭和43年の地形図の等高線の違いを上げ地形改変が行われたことにより、滑落崖が不明になったとしていることに関して、この大規模な地形改変が行われたとした根拠を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

- (1) 決定内容 公開決定
- (2) 公開決定に係る公文書 本件報告書の9-14ページ及び9-15ページ（以下「本件公文書」という。）

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H22. 11. 22 公開請求 (4) H24. 5. 1 諮問
- (2) H22. 12. 6 公開決定 (5) H26. 6. 24 答申
- (3) H23. 1. 28 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公文書を特定し全部公開とした決定については、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第1項 (全部公開)	<p>本件公文書において、9-14ページには、「昭和23年地形図」として、昭和23年発行の地形図及び昭和22年撮影の空中写真が掲載され、9-15ページには、「昭和43年地形図」として、昭和43年発行の地形図及び昭和41年撮影の空中写真が掲載されていた。</p> <p>前者の地形図及び空中写真には、「尾根状地形」及び「水田が分布」と記載され、その範囲が示されており、また、後者の地形図及び空中写真には、「尾根が削られ、谷が埋められる」と記載されており、実施機関は、地形図における等高線の違いだけではなく、空中写真の判読も併せて総合的に判断している。</p> <p>このようなことから、実施機関が、L3地すべりブロックについて、地形改変が行われたとする根拠として本件公文書を特定したことは、妥当である。</p>

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第145号

答 申 書

平成26年6月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人からの公文書公開請求に対して、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」の9-14ページ及び9-15ページ（以下「本件公文書」という。）を特定し全部公開とした決定については、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

なお、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）におけるL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）は、L3-1及びL3-2の2ブロックに分割して解析されているところ、異議申立人は、山側をL3-2ブロック、川側をL3-1ブロックと記しているが、実施機関が保管している本件報告書では、山側をL3-1ブロック、川側をL3-2ブロックと記載されているので、以下この表記にしたがって記述する。

（公開請求に係る公文書の内容）

実施機関が、本件報告書において、L3-2ブロックに滑落崖がない理由として、昭和23年及び昭和43年の地形図の等高線の違いを上げ地形改変が行われたことにより、滑落崖が不明になったとしていることに関して、この大規模な地形改変が行われたとした根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年12月6日に本件公開請求について本件公文書を特定して公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年5月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書は、公開請求に沿った文書ではないので、本件処分を取り消し、公開請求に対応した文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の解析結果に従えば、L3-1ブロックとL3-2ブロックの境界部には、陥没地形が形成され、その山側にはこれを取り囲むように滑落崖が形成されたはずであるが、現地にそのような地すべりに伴う地形は全く見られない。

本件報告書には、昭和23年～昭和45年（ママ）の間に、地すべり地形をならして現在の地形にした地形改変が行われたために、地すべり地形が残っていない」と記載されている。しかし、現地に存在する構造改善事業の完了記念碑には、明治から大正にかけて小規模な整地が行われたが、大規模整地は昭和57年に

行われたと記載されている。

このようなことから、本件報告書に記載されている地形改変は、どのような具体的な根拠に基づいて判断されたのか、その根拠について公開請求したものである。

本件公文書における昭和23年の地形図は、明治42年頃に初めて実測地形図が作られた際の成果に基づくもので、昭和43年の地形図は、空中写真測量によって作成されたものであり、その測量精度には大きな差があるので、二つの地形図の等高線の違いは、両時点の測量精度の違いによるものと考えられ、地形改変の証拠とはいえない。

このようなことから、本件公文書は、その根拠となるものではなかった。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件業務委託は、L3ブロックの末端斜面の地形、地質状況を確認し、表面崩壊防止のための法面対策工の検討を行うことを目的に実施したもので、本件報告書では、L3ブロックについて、昭和23年と同43年の地形図を比較したところ、等高線に変化が見られることから、この間に地形改変が行われたと説明している。

本件公開請求に対して特定した公文書には、地形図並びに昭和22年及び昭和41年撮影の空中写真が掲載され、これらを資料とし比較して、等高線が明らかに異なっていることから、「地形改変が行われた」と説明したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

L3ブロックにおいて行われたとされている地形改変の根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の特定等について

当審査会において本件公文書を見分したところ、9-14ページには、「昭和23年地形図」として、昭和23年発行の地形図及び昭和22年撮影の空中写真が掲載され、9-15ページには、「昭和43年地形図」として、昭和43年発行の地形図及び昭和41年撮影の空中写真が掲載されていた。

前者の地形図及び空中写真には、「尾根状地形」及び「水田が分布」と記載され、その範囲が示されており、また、後者の地形図及び空中写真には、「尾根が削られ、谷が埋められる」と記載されており、実施機関は、地形図における等高線の違いだけではなく、空中写真の判読も併せて総合的に判断している。

このようなことから、実施機関が、L3ブロックについて、地形改変が行われたとする根拠として本件公文書を特定したことは、妥当である。

なお、異議申立人は、本件公文書が地形改変の存在の根拠とはなり得ないと主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とは

いい難く、実施機関にあつては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年5月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第202号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年12月12日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年3月24日 (第249回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年5月30日 (第251回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第146号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第203号）

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）における9-5ページのL3地すべりブロックにおける大規模な地形改変について、その実施時期及び実施者を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

- (1) 決定内容 不存在決定
- (2) 決定理由 地形改変の実施時期、実施者を記載した公文書は存在しないため。

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H22. 11. 22 公開請求
- (2) H22. 12. 6 公開決定
- (3) H23. 1. 28 異議申立て
- (4) H24. 5. 1 諮問
- (5) H26. 6. 24 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公開請求に係る公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	実施機関は、本件業務委託においては、地すべり活動の推定は行っているが、地すべり活動による滑落崖が形成された時期の特定まではその成果として求めているので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと述べている。 異議申立人は、このような解析を行った根拠となる文書は存在するはずと主張しているが、実施機関が地すべりに伴う陥没地形等の形成時期について、業務委託の成果として求めているとしており、他に本件公開請求に対応する公文書の存在をうかがわせる事情も認められないので、実施機関において、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有していないと判断せざるを得ない。

6 審議経緯 審査回数 3回

別 紙)

答申第146号

答 申 書

平成26年6月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

なお、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）におけるL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）は、L3-1及びL3-2の2ブロックに分割して解析されているところ、異議申立人は、山側をL3-2ブロック、川側をL3-1ブロックと記しているが、実施機関が保管している本件報告書では、山側をL3-1ブロック、川側をL3-2ブロックと記載されているので、以下この表記にしたがって記述する。

（公開請求に係る公文書の内容）

本件報告書の9-5 ページのL3ブロックにおける大規模な地形改変の時期及び実施者を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成22年12月6日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

地形改変の実施時期、実施者を記載した公文書は存在しないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年5月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件報告書において、L3-2ブロックの滑動による滑落崖がないことについて、昭和23年と昭和43年の地形図の等高線の違いを挙げ、地形改変が行われたことにより不明になったとしている。

このような大規模な地形改変を伴う事業について、その実施時期や実施者が不明なはずはなく、今回の業務委託にあたって、調査が行われているはずであり、また、土地登記簿の上でも記載されているはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。
本件報告書に係る業務委託では、昭和23年から昭和43年の間の地形図を比較して、地表面の改変が行われたという事実を述べて、地形改変の事例として示したもので、地形改変の実施時期及び実施者について業務委託の成果として求めているため、請求に係る公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

L3ブロックにおける大規模な地形改変の時期及び実施者を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、実施機関が、L3ブロックにおいて大規模な地形改変が行われたとしていることについて、その時期及び実施者を記載した公文書の公開を求め、大規模な地形改変が行われたとするなら、地すべり解析にあたって、関連する事業について調査が行われているはずであると主張しているが、実施機関は、本件報告書に係る業務委託において地形改変の実施時期及び実施者を成果として求めているので、これを記載した公文書は存在しないとしており、他に本件公開請求に対応する公文書の存在をうかがわせる事情も認められないので、実施機関において、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有していないと判断せざるを得ない。

なお、異議申立人は、本件報告書における地すべり解析は不十分で、その結論が誤っていると主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分の対する判断を左右するものではない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえず、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月23日	○諮問を受けた。(諮問案件第203)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年11月8日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年5月1日 (第250回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年5月30日 (第251回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第147号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第204号）

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）では、L3地すべりブロックのうち、L3-1ブロックが先に地すべりし、L3-2ブロックの地すべり時に移動しなかったとされているので、両ブロックの間に陥没地形や滑落崖が形成されたはずであるが、現地にはそのような傷痕は全く見られず、また、本件報告書の9-5ページの土塊区分断面図においても、陥没地を埋設しているはずの崩積土砂が存在せず、すべり面を挟んだ地質が連続していると記載されていることに関して、このような地すべり解析を行った理由を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

- (1) 決定内容 不存在決定
- (2) 決定理由 地形改変の実施時期、実施者を記載した公文書は存在しないため。

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H22. 11. 22 公開請求
- (2) H22. 12. 6 公開決定
- (3) H23. 1. 28 異議申立て
- (4) H24. 5. 1 諮問
- (5) H26. 6. 24 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公開請求に係る公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条第2項 (不存在)	実施機関は、本件報告書における地すべり解析について、航空写真判読、地表踏査及びボーリング結果を基に総合的に判断したもので、L3-2ブロックに滑落崖等が認められないことの個別の理由を記載した公文書は存在しないとしており、他に本件公開請求に対応する公文書の存在をうかがわせる事情も認められないので、実施機関において、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有していないと判断せざるを得ない。

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第147号

答 申 書

平成26年6月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

なお、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）におけるL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）は、L3-1及びL3-2の2ブロックに分割して解析されているところ、異議申立人は、山側をL3-2ブロック、川側をL3-1ブロックと記しているが、実施機関が保管している本件報告書では、山側をL3-1ブロック、川側をL3-2ブロックと記載されているので、以下この表記にしたがって記述する。

（公開請求に係る公文書の内容）

本件報告書では、L3-1ブロックが先に地すべりし、L3-2ブロックの地すべり時に移動しなかったとされているので、両ブロックの間に陥没地形や滑落崖が形成されたはずであるが、現地にはそのような傷痕は全く見られず、また、本件報告書の9-5ページの土塊区分断面図においても、陥没地を埋設しているはずの崩積土砂が存在せず、すべり面を挟んだ地質が連続していると記載されていることに関して、このような地すべり解析を行った理由を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成22年12月6日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

総合的に判断したものであり、個別理由を記載した公文書は存在しないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年5月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書のL3ブロックに係る地すべり解析の結果では、L3-1ブロックが先に滑動し、L3-2ブロックの地すべり時に移動しなかったとされているが、L3-1ブロックの頭部には滑落崖や陥没地形が比較的明瞭に残っているにもかかわらず、L3-2ブロ

ックにはそのような地形がまったくみられず、また、土塊区分断面図を見ても陥没地を埋設しているはずの崩積土砂が存在していない。

このことから、地形変状がより新しいと思われるL3-1ブロックが後で滑動したと判断するのが地すべり学の常識である。

この解析結果は、工学的にも地質学的にもデータメなもので、それが正しいと主張するならば、その理由、根拠が示されなければならない。

実施機関の本件公開請求に係る決定通知書では、総合的に判断したとされているが、その判断の根拠があるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書における地すべり解析は、航空写真判読、地表踏査及びボーリング結果を基に、総合的に判断したものであり、個別の理由を記載した公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

L3-2ブロックとL3-1ブロックの間に滑落崖や陥没地形が見られず、また、土塊区分断面図においては陥没地を埋設しているはずの崩積土砂が存在していないにもかかわらず、L3-1ブロックが先に地すべりしたとする解析を行った理由に関する文書

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関は、本件報告書における地すべり解析について、航空写真判読、地表踏査及びボーリング結果を基に総合的に判断したもので、L3-2ブロックに滑落崖等が認められないことの個別の理由を記載した公文書は存在しないとしており、他に本件公開請求に対応する公文書の存在をうかがわせる事情も認められないので、実施機関において、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有していないと判断せざるを得ない。

なお、異議申立人は、本件報告書の地すべり解析が誤っていると述べているが、当審査会はその可否を審議する立場になく、本件処分の対する判断を左右するものではない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえず、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年5月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第204号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年11月8日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年5月1日 (第250回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年5月30日 (第251回審査会)	○事案の審議を行った。